

会議録
令和4年第2回更別村議会定例会
第1日（令和4年6月6日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 1号 令和3年度一般会計継続費精算の件
- 第 8 報告第 2号 令和3年度一般会計繰越明許費の件
- 第 9 報告第 3号 令和3年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第10 議案第35号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第11 議案第36号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第37号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第38号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第39号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件
- 第16 議案第41号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件
- 第17 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件
- 第18 議案第43号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第19 議案第44号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件
- 第20 議案第45号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第21 議案第46号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山 猛	副村長	大野 仁
教育長	荻原 正	農業委員会長	道見 克浩
代表監査委員	笠原 幸宏	総務課長	末田 晃啓
総務課参事	小寺 誠	企画政策課長	本内 秀明
産業課長	高橋 祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥
建設水道課長	佐藤 成芳	保健福祉課長	新関 保
子育て応援 課長	石川 亮	診療所事務長	酒井 智寛
教育委員会 教育次長	小林 浩二	学校給食 センター所長	安部 昭彦
農業委員会 事務局長	川上 祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 敬貴	書 記	伊東 秀行
書 記	南 雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回更別村議会定例会を開催いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。報告が幾つかありますので、ご挨拶ちょっと長めになりますので、お許しいただきたいというふうに思います。

本日ここに令和4年第2回更別村定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

去る4月12日、北海道町村会100周年記念式典が鈴木直道知事の出席の下、厳粛に行われました。式典の中で我々町村長は、北海道町村会創立100周年に当たり先人のたゆまぬ努力と熱意に対する感謝の気持ちを改めて胸に刻み、新たな100年に向けて道内144町村が一致結束し、より一層の連携を図りながらこの難局を乗り越え、魅力あふれる町村の実現に全力で取り組んでいくことをここに決意するとの宣言が採択をされております。本村も今年で開村75周年という輝かしい節目を迎えました。現在村史の編さん作業中ですが、過去の先達の艱難辛苦のご苦勞や歴史に学び、これからの100年につながる着実な歩みを村民の皆様と一緒にしっかりと歩んでまいりたいと考えております。

また、5月12日には札幌から総務省北海道総合通信局の豊嶋局長が来村され、道内で最初に設置をされましたキャリア5G基地局の視察をされました。村内5か所の設置基地局のうち2か所を視察、その後の意見交換では光回線の農村地区での整備と供用開始に触れながら、5Gの持つ超高速で大容量の優れた技術による医療、福祉分野での積極的な活用とスマート農業の実装やデータ連携の展望について話し合いを行いました。また、次世代であります6Gの開発の動きなど見据え、今後の社会インフラの変容とデジタル化における生活様式の変化に即応する行政サービスの在り方について話をしました。道総通局長自らの地方視察は頻繁にはなく、本村への注目度の高さに見合った施策の展開が求められていると認識を新たにしたところであります。更別スーパービレッジ構想の中では、5G基地局の新たな造設並びに市街地でのローカル5Gの活用を計画しております。引き続き村内全域における通信網のさらなる拡充に努めてまいる所存であります。

さて、今月末より開始されます新型コロナウイルス感染症ワクチンの4回目の接種であります。60歳以上の方や18歳から59歳までの基礎疾患のある方につきましても随時接種券を配付し、7月からの接種を開始する予定であります。十勝管内においてもいまだ蔓延が収まらず、感染状況が引き続き予断を許さない厳しいものとなっております。関係機関と連携を密に感染予防への取組に危機感を持って適切かつ速やかに対応してまいる所存であります。村民の皆様方のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

続きまして、6月1日付の農作物の生育状況であります。秋まき小麦、バレイショとも5月の高温により生育は平年よりやや早く、豆類の播種作業も終了ないし平年並みに進んでいるとのことであります。ビートに関しては、干ばつによる活着に時間を要し、直播は出芽にもばらつきがありましたが、生育は平年並みであるとの報告を受けております。今後安定した天候が続く、堅調な農作業が進む中、何よりも豊穰の出来秋を迎えられることを切に願うものであります。

また、農業の基盤整備事業関連では、5月30日から31日の2日間、令和5年度の事業着手を目指した国営かんがい排水新更別地区直轄明渠排水事業の採択に向け、松橋期成会長、JAさらべつ、若園組合長と共に農水省、国交省などの関係機関に赴き、中央要請を行ってまいりました。30日には道内選出議員の要請活動を行い、翌31日には武部農林水産副大臣に要請、順調に調査も進んでいると聞いている。予算も基盤整備、補正も含めて必要な額は確保したい。要望どおり進むようにしたい、との力強いお言葉をいただきました。その後農村振興局、牧元局長、同じく川合整備部長、佐藤総務課長と面談し、事業着手に向け予算確保への極めて前向きなご回答をいただきました。今後は、8月の令和5年度予算、国の概算要求を経て、10月には財務省、国交省への中央要請を予定しております。何としても五十数年来の悲願の達成のため関係機関の皆様と共に採択を目指し、全力を挙げて取り組んでまいりたい決意であります。

一方で、ウクライナ情勢により肥料、飼料、農業資材、燃油の高騰が今起きております。今後の動向に注視をしなければいけないという認識を持って対策を考えていかなければいけないというふうに考えております。

また、ゼロカーボン宣言に伴う国の令和3年度補正予算、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業に係る補助事業者の公募への審査の結果、5月19日に本村の事業採択決定の通知がありました。今回1号事業の1の分野で、応募件数は全国で147自治体、採択は本村を含む90自治体でありました。年度当初の計画どおり、2050年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入目標を策定するため、より具体的な事業計画の立案に直ちに着手してまいります。

また、住民生活課からの喫緊の報告によりますと、現年度分の村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療費保険料の全てが100%の完全収納となりました。このような事例は過去に例がなく、改めて村民の皆様方の納税意識の高さ、また村財政運営への深いご理解とご協力のたまものと心から感謝とお礼を申し上げるものであります。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいりたい所存であります。

本定例会におきましては、所要の報告案件3件、人事案件、条例等の制定及び一部改正案件8件、一般会計補正予算案、特別会計補正予算案3件の合計15件についてご審議をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議 長 西山村長、申し訳ありません。前段ネットのほうの中継が途切れていた部分があるので、ちょっと前段のほうだけ再度よろしく追加でお願いしてもよろしいでしょうか。

(何事か声あり)

○議 長 町村の100周年とその後……

(何事か声あり)

○議 長 そこぐらいまででも。

(何事か声あり)

○議 長 コロナワクチンは、放送されていると思いますので。申し訳ないです。よろしくお願ひします。

西山村長。

○村 長 大変ご迷惑をおかけします。それでは、再度前段部分についてももう一度ご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

本日ここに令和4年第2回更別村定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

去る4月12日、北海道町村会100周年記念式典が鈴木直道知事の出席の下、厳粛に行われました。式典の中で我々町村長は、北海道町村会創立100周年に当たり先人のたゆまぬ努力と熱意に対する気持ちを改めて胸に刻み、新たな100年に向けて道内144町村が一致結束し、より一層の連携を図りながらこの難局を乗り越え、魅力あふれる町村の実現に全力で取り組んでいくことをここに決意するとの宣言がされました。本村も今年で開村75周年という輝かしい節目を迎えました。現在村史の編さん作業中ではありますが、過去の先達の艱難辛苦のご苦勞や歴史に学び、これからの100年につながる着実な歩みを村民の皆さんと共にしっかり歩んでまいりたいと考えております。

また、5月12日には札幌から総務省北海道総合通信局の豊嶋局長が来村され、道内で最初に設置されましたキャリア5G基地局の視察をされました。村内5か所の基地局のうち2か所を視察、その後の意見交換では光回線の農村地区での整備と供用開始に触れながら、5Gの持つ超高速で大容量の優れた技術による医療、福祉分野での積極的な活用とスマート農業の実装やデータ連携の展望について話し合いました。また、次世代の6G開発の動きなどを見据え、今後の社会インフラの変容とデジタル化における生活様式の変化に即応する行政サービスの在り方についても話題となりました。道総通局長自らの地方視察は頻繁にはなく、本村への注目度の高さに見合った施策の展開が求められていると認識を新たにいたしましたところでもあります。更別スーパービレッジ構想の中では、5G基地局の新たな造設並びに市街地でのローカル5Gの活用を計画しております。引き続き村内全域における通信網のさらなる拡充に努めてまいる所存であります。

前段の部分について再度お話をさせていただきました。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、松橋さん、5番、太田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月30日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月10日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より10日までの5日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明が求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭により補足説明をさせていただきます。

1のご寄附についてであります。令和3年11月26日、若園則明様より現金50万円をいただいております。更別村寄付条例第2条第3号、心身の健康を支えるまちづくりに対する指定寄附であります。ご寄附に感謝申し上げるとともに、寄附の趣旨にのっとり、有効に運用させていただきます。同じく令和3年12月20日、上田京子様より現金100万円をいただいております。更別村寄付条例第2条第7号、その他目的の達成のため村長が必要と認める事業に対する指定寄附であります。ご寄附に感謝申し上げるとともに、ご寄附の趣旨にのっとり、有効に運用させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

2の令和3年度企業版ふるさと納税につきましては、株式会社S I N様より、金額非公表であります。ご寄附をいただいております。更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく、若い世代の希望をかなえ、安心できる子育て環境をつくる事業、豊かな暮らしを営む地域をつくる事業に対する指定寄附であります。同じく中央コンピューターサービス様より、金額非公表であります。ご寄附をいただいております。更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく、笑顔があふれる新たな人の流れをつくる事業、多様な人材の活躍を推進する事業に対する指定寄附であります。ページめくっていただきまして、同じく株式会社みずほ銀行様より、金額非公表であります。ご寄附をいただいております。更別村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱第2条に基づく、新しい時代の流れを力にして、地域課題の解決・魅力向上を図る事業に対する指定寄附であります。

いずれのご寄附にも深く感謝申し上げるとともに、ご寄附の趣旨にのっとり有効に活用させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

3の農作物の生育状況でありますけれども、別紙のとおり6月1日時点での状況をまとめておりますので、お目通しをお願いするものであります。招集の挨拶でも触れさせていただきましたが、今後の順調な生育に期待するところであります。

4の村営牧場の入牧状況であります。今年度は126頭と昨年に比べても減少となりました。今後ともJAさらべつや生産者、関係機関の皆様との連携を図り、円滑な村営牧場の運営と酪農、畜産振興に努めてまいります。

5の更別村情報公開条例の運用状況につきましては、お目通しをお願いするものであり

ます。

以上、口頭での補足説明といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

◎日程第7 報告第1号

○議 長 日程第7、報告第1号 令和3年度一般会計継続費精算の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第1号 令和3年度一般会計継続費精算の件であります。

地方自治法第212条の規定により設定されました継続費の継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項に基づき別紙のとおり継続費精算報告書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願いたいというふうに思います。令和3年度更別村一般会計精算報告書であります。継続年度が終了した事業は款7商工費、項1商工費、事業名、すもも特産品開発振興事業です。令和2年度の年割り額は11万5,000円で、支払い済額は11万4,400円、年割り額と支出済額との差は600円となっております。令和3年度の年割り額は35万2,000円でありまして、支出済額は31万9,000円、年割り額と支出済額との差は3万3,000円となっております。合計で年割り額46万7,000円、支出済額43万3,400円、年割り額と支出済額との差は3万3,600円となっております。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第2号

○議長 日程第8、報告第2号 令和3年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村長 報告第2号 令和3年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第213条の規定によりまして令和3年度歳出予算の経費を翌年度に繰越しをした件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、報告をするものであります。

次のページをお開きください。令和3年度一般会計繰越計算書であります。令和4年度に繰り越した歳出予算は、款2総務費、項3戸籍・住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳等整備事業、金額272万8,000円の全額が翌年度繰越金でありまして、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金272万8,000円であります。款3民生費、項1社会福祉費、臨時特別給付金給付事業、金額3,000万円のうち650万円が翌年度繰越額でありまして、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金650万円であります。款4衛生費、項1保健衛生費、汚水処理施設共同整備事業、金額1万9,000円の全額が翌年度繰越金で、財源内訳は一般財源1万9,000円であります。款10教育費、項2小学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額191万3,000円の全額が翌年度繰越金でありまして、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金90万円、一般財源101万3,000円であります。款10教育費、項3中学校費、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額95万6,000円の全額が翌年度繰越金で、財源内訳は未収入特定財源、国庫支出金45万円、一般財源50万6,000円であります。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第9 報告第3号

○議長 日程第9、報告第3号 令和3年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村長 報告第3号 令和3年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものであります。

なお、高橋産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 それでは、令和3年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告について補足説明をさせていただきます。

事業報告書の9ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は、330件で前年より10件の減、利用人数は1,836名で36名の減となっております。トレーラーハウスにつきましては、249件で23件の増、利用人数は896名で59名の増です。ミニコテージは、386件で20件の増、利用人数は1,381名で120名の増です。テントサイトは、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして1,784件で203件の減、利用人数は5,564名で943名の減となっております。全体の利用件数は2,749件で170件の減、利用人数は9,677名で800名の減となりました。新型コロナウイルス感染症対策のため2度、計68日にわたり施設閉鎖の対応となったことから、利用者が1万人を割り込むこととなりました。道の駅のレジカウント数につきましては5万9,141名で前年より1万2,150名の増、レジを通過しないトイレや自動販売機のみ利用者などを推計した入り込み数は8万8,714名で1万8,225名の増となりました。どんぐり公園パークゴルフ場の利用状況は、3,098名で1,655名の減となりました。

続いて、損益計算についてですが、4ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、売上高ですが、道の駅売上高は5,589万3,329円で前年より62万1,555円の減、キャンプ場収入は2,170万382円で49万3,687円の減、どんぐり公園収入は89万7,532円で66万2,564円の減、施設管理収入は2,697万1,270円で31万9,999円の増、売上高の総額は1億5,046万2,513円で145万7,807円の減となっております。

次に……

(何事か声あり)

○議 長 1億500。

○産業課長 申し訳ございません。1億546万2,513円で145万7,807円の減となっております。申し訳ございませんでした。

次に、販売費及び一般管理費ですが、6,208万1,775円で439万702円の減となっております。

5ページをお開きいただきたいと思ひます。販売費及び一般管理費の内訳がございます。特に増減の大きかったものについて説明いたします。従業員給与ですが、2,723万9,704円で151万2,892円の減、従業員数の減による給与費等の減少が主な要因でございます。役員報酬は288万円で44万円の減、常勤の取締役1名の減によるものでございます。従業員賞与は379万2,800円で62万6,110円の減、従業員数の減による給与費等の減少が主な要因でございます。法定福利費は432万367円で37万2,731円の増、社会保険適用加入者数増に伴う社会保険料の増が主な要因でございます。減価償却費は59万4,731円で174万9,138円の減、前年度にコテージのストーブ13台の更新がありましたが、本年度はそういうものがなかったこ

とによるものでございます。水道光熱費は785万8,697円で70万4,081円の増、電気料金等の増によるものでございます。環境衛生費は233万9,420円で54万6,024円の減、カントリーパーク休業措置に伴う衛生消耗品及びクリーニング経費等の減が主な要因でございます。

4 ページにお戻りいただきたいと思います。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は674万6,033円となり、前年より344万9,322円の増となりました。営業外収益は98万384円で、内訳として主なものは村からの中小企業経営持続化事業給付金50万円が主なものとなっております。営業外費用を合わせた経常利益は772万6,417円で、税引き後の当期純利益は前年より47万4,958円増の582万717円のプラスとなりました。部門別では、道の駅部門が前年より137万4,572円減の115万8,124円のプラス、カントリーパーク部門が83万2,854円増の270万7,392円のプラス、どんぐり公園部門は101万6,676円増の195万5,201円のプラスとなっております。

2 ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表について説明いたします。資産の部ですが、流動資産は6,554万9,483円で378万7,155円の増です。固定資産は、146万8,356円で5,269円の増です。繰延資産はありませんので、資産の部合計は6,701万7,839円で379万2,424円の増でございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。負債の部は、流動負債が694万6,898円で202万8,293円の減です。

純資産の部ですが、6 ページの株主資本等変動計算書を御覧いただきたいと思います。株主資本の前期末残高は、資本金が3,260万、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が2,155万2,424円で、合計5,425万224円でしたが、当期純利益が582万717円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が2,737万3,141円となり、株主資本の当期末残高は6,007万941円となりました。

3 ページにお戻りください。負債・純資産の部合計は6,701万7,839円で379万2,424円の増、自己資本比率は89.6%となりました。

今期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、5月18日から6月20日まで、また8月27日から9月30日までカントリーパーク、どんぐり公園が休業を余儀なくされる厳しいスタートとなり、各部門において売上高は減少することになりましたが、販売費及び一般管理費の抑制、キャンプブームによるカントリーパークの利用者数の維持により昨年より微増となる黒字決算となりました。本年度につきましては、現在のところ2年ぶりに休業措置などの影響を受けずに今期を始めておりますが、新型コロナウイルス感染症対策を求められる環境は変わってございません。このような環境の中ではありますが、引き続き感染症予防対策を講じつつ、健全な企業運営の下、本村の観光振興が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員

この今般の第24期の事業を終えるということで、非常に新コロナ禍の中、休業も余儀なくされているということで、決算的には本当に血のにじむような努力の中で黒字経営をしているということにまずは敬意を表したいというふうに思っております。その中で今般春先、村内の利用者から多少苦言、アドバイスをいただきました、私のほうに。というのは、パークゴルフ場なのですけれども、実質的にはカントリーパークのほうは1か月ほど早く開園しているということで、利用者がそちらのほうに集中するというので、それが落ち着いて、プラムカントリーが開園すればそちらのほうに、申し訳ないけれども、人が流れていくというようなシステムに今なっているのですけれども、ただ残念なことということで、パークゴルフ場の打席の台とマットが非常に老朽化して、使えるような状況ではないということで、そういうものも含めて24期を迎えた中で、決算を迎えた中で何か老朽化が少しそういう遊具だとかというものも含めて散見されるので、これ検討するというか、村も含めて何とか支援できないのかちょっと確認していただきたいということで打診いただきました。これ決して苦言ではなくて、これからの村の大切な観光施設でございますので、その辺も含めての温かい助言ということで私は受け止めて、ある意味今回報告があるので、そういうご提案を含めて、村の姿勢も含めて、少しバックアップ体制取れるのであれば、きちっとやっぱり整備するような形でいきますよということで回答させていただいた関係がございます。

実質的にパークゴルフ場の打席のやつ、私、申し訳ないですけれども、現地見てきました。本当にひどいです。台は朽ちて落ちていますし、マットはよれよれで、何か打つどころでなくて、非常に残念な状況が見られたということで、それを確認したくて行ったのですけれども、帰りがけにちょっと気になってということで、外側に出てきますと、御存じかもしれませんが、貸出し用の自転車5台並べてあったのですけれども、何年前かに遊具というか、子ども用のやつは更新したのは私も存じておりますけれども、貸出し用の自転車5台あったのですけれども、有料で貸し出しているのちょっと確認はさせていただいたのですけれども、現地を見ていただければ、私が言わなくても想像していただけるかなというふうに思っています。貸出しできるような状況のものには正直言ってありません。

それら含めて、すぐ帰ってこようかなと思ったのですけれども、ちょっと気になりまして、勝手に何か散策させていただいて、許しは得て散策させていただいたのですけれども、この努力というものは本当に評価できますし、これで集客を拡大していったということで、一つの村のやっぱり観光づくりの一環として重要な位置を担うということは分かっているのですけれども、これ賛否両論あるかもしれませんが、まずミニコテージの関係の部分、大分人も増えてということで、これトレーラーハウスだとか近年更新したということで、確かに利用客も減っていない。コロナ禍の中でも減っていない。だけれども、つ

らつら考えますと、テントサイト、コロナの影響だということもあるのですが、キャンプカーだとかフリーサイトの関係、減っていますよね。これ単純にコロナ禍ということだけでなく、僕見てきたのですけれども、なぜかなという、一つの要因としてミニコテージの前も含めて、フリーテントサイトの部分も含めてあそこに焼き肉台や何かがあるのです、ミニの。60センチぐらいかな。まず、あれが朽ちて、破損しているというか、2台はもう撤去されている。3台は朽ちて、かけらになっているということで、こういう部分の、俗に言う、私が個人的に考えていることなのかもしれないけれども、そういう部分の魅力ある観光地づくりというものをどう図っていくかという部分は、やっぱり僕は村の責務ではないかなと思ったのです。朽ちていって、2台は撤去して、ない。3台は無残な形で、網はぼろぼろ、コンクリートの四角いブロックは欠けて、半分以上破損しているような状況、そういう部分が利用者にとっては快適な部分という部分、利用したいという部分が活気されるというか、活性化されるような形の部分を村としてどうやっぱりバックアップしてあげられるかというのがちょっと大事なかなというふうな気がしています。

ミニコテージの部分も実質的には、ちょっと冬場何かちらっと耳打ちされたのですけれども、入り口のブロックがかなり破損していて、一生懸命何か補修はしているみたいなのですが、そういう部分でかなり掃除の人たちが滑ったり、何かけがした人もいらっしまったみたいなので、ちょっと小さいことかもしれませんが、そういう部分がきちっとやっぱり整理、整備していかないとまず駄目なのかなというふうに直感的に思いました。

決して批判的な質問しているわけではなくて、やっぱりそれなりに、村の第三セクターということもあって、村からも村長が取締役として参加しているというものもあります。まず、そういう部分で、別にどうのこうのではなくて、これは要望というよりもこれはきちっとやっていただきたいという形になるのですけれども、取締役会でいかなる、ただ会議をやっているのではなくて、取締役会で向上に向けた対策、どういうふうにやっぱり打合せしているのか。私はちょっともう少し前進、前向きな形の検討をまずいただきたい。それで、なおかつできるものとできないものがあるのであれば、やっぱり村への要請も含めてきちっと僕は図るべきだというふうに思っている。今の、何か知らないけれども、見ていると何かお互い遠慮しているというか、産業振興公社も第三セクターということがありますので、頑張って、頑張って利益も出さなければならぬ。維持もしていかなければならぬ。それは十分分かります。ただ、動産関係も含めてということで、これ当然減価償却あるということは耐用年数があるわけですから、それを適正にどういうふうに村としてもやっぱりバックアップするかという部分、しっかりその点の構築も僕は図るべきではないかなというふうに所見として思いましたので、その点ちょっと改善に向けての協力をいただきたいということで一言申し上げたいと思います。確かに500万、600万の剰余金あるという中で、それを次期の資産として繰り越すというのも大事でしょうけれども、それは有効な更新に向けての対策も私は必要だと思いますし、大型であれば村がある程度目

配り、気配りをしながらやっぱり支援していくというのも一つの方策でないかなというふうに思っております。

なぜこういうこと言うか、言い方をするかということ、村は観光推進に係るわけで、過去3年間アウトドア関連会社に調査委託をした経過があります。これはそれだけを目指した調査ではないと思うのですけれども、やっぱりそういう提言も含めてということで、何か更別の観光資源の、再開発も含めて、振興も含めてということで僕は提案があったような気がするのです。それらの取りまとめの結果が振興公社との中でどう情報として共有できているのかなという部分も少し、せっかくお金をかけて調査研究したわけですから、その分もそういう観光施設の一環として、なぜというか、生かしていくことが私は重要ではないかなというふうに思っていますので、ちょっと回りくどい言い方しましたけれども、全てが振興公社に、社長を中心にお任せするというのも大事かもしれませんが、彼は彼で社長としての責務を果たすという部分の、ある程度黒字にしていかなければならないという責任において運営していると思いますけれども、そういうフォローできない部分を含めてやっぱりきちっと整理を図って行って、村は村としての支援を図る。振興公社としてやるべきものはやるという、先ほどの事業報告にありましたように、適正な指導を図っていきますという言葉がありましたけれども、やっぱりそういうものも村として少し検証しながら指導していただきたいなというふうに思っています。大変長い質問になりましたけれども、それらに対しての考え方というよりも、そういう部分のお願いというよりも実施していただきたいということですが、その点についての考えがあれば、お答えいただきたいというふうに思っています。

○議 長 安村議員、すみません。今の質疑の中の発言の中で第三セクターという言葉が出ていますが、第三セクターではありませんので、その辺はしっかりと逆に認識をしていただかないとちょっと困りますので。

(何事か声あり)

○議 長 申し訳ありません。

高橋産業課長。

○産業課長 カントリーパークの関連で幾つかお話をいただきました。パークゴルフ場のマット等もそうですし、貸出し用自転車、また焼き肉台等のそういう施設の老朽化等のご指摘があったところでございます。こちらのほう議員のお話もありましたように、修繕等につきましては高額のものを除いては公社のほうで整理もしていただいたりしているところではありますけれども、そういった中で今までも整備等をしてきているところではございますが、今回そのような状況があるというふうなことで、こちらのほうとしても確認を進めまして、そちらのほうの改善に当たって協議等をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。村としてのバックアップということでありましたけれども、その内容については今までの取組等もございまして、そちらのほうと比較をしての取組になろうかなというふうに思いますが、そちらのほうについても考えてまいりたいというふ

うに思っております。何にせよ村の観光関連の一翼を担っていただいている部分でもございますので、利用客に不快な思いをさせるというのは本意ではございませんので、そちらのほうの改善について検討、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今議長がおっしゃられたように、第三セクターという言葉、ちょっと改めて訂正させていただきたいと思えます。

今ちょっと私しつこく言ってしまったので、誤解を招いている分があると思うのですが、委託しているという指定管理の部分ありますので、少額というよりもある程度村ができる部分と公社ができる部分、それは区分けしていかなければならないということで、全てを私村がということでご質問しているわけではないので、その点は誤解のないようにお願いしたいと思いますし、なるべく早くそういう部分での相互の連携も含めて話し合いをしていただいて、できるものからということで、お互いに指導する立場と先ほど言いましたので、しつこいようですけれども、そういう立場にありますので、やっぱりそういう分の破損や何かが出るということは正直言って、子どももすぐ来ています、キャンプ場に。ああいう破損や何かの部分、コンクリートのかけらや何かが出ているということは、やっぱりけがの要因になります。そこら辺飛び回って歩いていますので、そういう部分もありますので、適正な管理がまずなされるという部分のものも含めて、全てが村ということではなくて、そういう意味でなくて、指導も含めてしっかりその点、一大観光地でございますので、これを盛り上げて、やっぱり村の活性化の一環とするという中で何とかご尽力いただきたいと思いますというふうに思っています。

以上です。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今いただいたように、村のほうとしても指定管理の関係等もございますので、そういった部分をしっかりと考えた上で対応等進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第10 議案第35号

○議 長 日程第10、議案第35号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第35号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める

件であります。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任いたしたいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別北2線102番地2にお住まいの梶真澄様、昭和38年10月12日生まれ、58歳であります。

これまでも3年間にわたり委員を務めていただいております。引き続き委員として選任いたしたいと考えておりますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第36号

○議 長 日程第11、議案第36号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第36号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年更別村条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）及

び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）の施行に伴う関係条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、租税特別措置法の改正に伴う項ずれなど所要の規定を整備するものであります。

次のページをお開きください。次のページは条文であります。第2条の課税免除につきましては、現行の下線部を改正後は「第12条第4項の表の第1号」と「第45条第3項の表の第1号」、次に「第12条第4項の表の第1号」と「第45条第3項の表の第1号」に改め、さらにその次の下線部、「第28条の9第10項第1号」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第37号

○議 長 日程第12、議案第37号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133

号)の施行に伴う関連条文の改正及び国民健康保険税、以下保険税といいます、に係る資産割額の廃止に向けた保険税率等の配分の見直しなど国民健康保険特別会計事業勘定の健全化を目的とした税率等の変更に伴う関連条文の改正並びに新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免につきまして令和4年度の保険税について減免対象とする関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を2万円引き上げ、65万円とするものであります。

(2)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円引き上げ、20万円とするものであります。

(3)、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割率を0.3%引き上げ、3.5%へ、資産割率を5%引き下げ、10%とするものであります。

(4)、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る所得割率を0.4%引き上げ2.0%に、資産割率を1.7%引き下げ3.3%に、均等割額を2,000円引き上げ6,000円とするものであります。

次のページにまいります。(5)、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る所得割率を0.1%引き上げ0.65%に、資産割率を1.2%引き下げ2.4%に、均等割額を300円引き上げて7,500円に、平等割額を600円引き上げ、6,000円とするものであります。

(6)、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の見直しに伴い、低所得者に適用される軽減額の一部を改正するものであります。

(7)、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免対象につきまして、「令和元年度から令和3年度」の保険税とあるのを「令和元年度から令和4年度」に改めるものであります。

(8)、その他関係条文等の改正並びに法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴うものになっております。また、北海道の健康保険運営方針では北海道からの繰入金における激変緩和措置の終了や賦課方式の資産割の廃止などによりまして令和12年度からは広域化による保険料の統一化を目指すとされており、このことから国民健康保険税における負担の公平性を確保し、また会計運営の健全を図るため、保険税率などの改正を行うものでございます。さらに、いまだに終息しない新型コロナウイルス感染症対策に伴い、収入が減少した被保険者の支援策とし

て保険料減免期間の延長を図るものでございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、文言整理による説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第2条第2項ですが、国民健康保険税の基礎課税額は所得割、資産割、均等割、平等割のその4つの合計で計算をしておりますが、その金額を超える場合の課税限度額が地方税法施行令の改正により2万円を増とするため、改正後の下線部を「65万円」に改めるものでございます。

第3項ですが、後期高齢者支援金等課税額は、前項と同様になりますけれども、課税限度額が地方税法施行令の改正により1万円を増とするため、改正後の下線部を「20万円」に改めるものでございます。

第3条からは保険税率等の改正規定になりますけれども、北海道では令和8年度までに全市町村の資産割を廃止する方針になっておりまして、その廃止分を調整するために保険税率等の配分を見直すこととしてございます。

第1項の基礎課税額の所得割額は、所得の合計額に乘じる所得割率を0.3%増とするため、改正後は「100分の3.5」に改めるものでございます。

第4条第1項ですが、基礎課税額の資産割額は土地及び家屋に係る部分に乘じる資産割率を5%減とするため、改正後は「100分の10」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第6条第1項ですが、後期高齢者支援金等課税額の所得割額は所得の合計額に乘じる所得割率を0.4%増とするため、改正後は「100分の2.0」に改めるものでございます。

第7条第1項ですが、後期高齢者支援金等課税額の資産割額は土地及び家屋に係る部分に乘じる資産割率を1.7%減とするため、改正後は「100分の3.3」に改めるものでございます。

第7条の2第1項ですが、後期高齢者支援金等課税額の均等割額は被保険者1名につき2,000円を増とするため、改正後は「6,000円」に改めるものでございます。

第8条第1項ですが、介護納付金課税額の所得割額は所得の合計額に乘じる所得割率を0.1%増とするため、改正後は「100分の0.65」に改めるものでございます。

第9条第1項ですが、介護納付金課税額の資産割額は土地及び家屋に係る部分に乘じる資産割率を1.2%減とするため、改正後は「100分の2.4」に改めるものでございます。

第9条の2第1項ですが、介護納付金課税額の均等割額は被保険者1人につき300円を増とするため、改正後は「7,500円」に改めるものでございます。

第9条の3第1項ですが、介護納付金課税額の世帯別平等割額は1世帯につき600円を増とするため、改正後は「6,000円」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第15条第1項ですが、国民健康保険税の減額は第1号から第3号まで規定をしてございますが、その金額を超える場合の基礎課税額の課税限度額

を2万円増とするため、改正後は「65万円」に改め、また後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円増とするため、改正後は「20万円」に改めるものでございます。

次に、第1項ですが、低所得者の7割軽減を規定しておりまして、次のページをお開きください。ウになりますけれども、後期高齢者支援金等課税額の均等割額ですが、まず被保険者1人につきまして現行の下線部では「2,800円」になっております。これは改正前の課税額4,000円に対して7割減額の計算で2,800円となっております。これが改正後につきましては課税額が6,000円になりますので、その7割減額という計算で「4,200円」に改めるものでございます。

次のオ、カにつきましてもウと同様に7割減額となりますので、その計算をしまして、オにつきましての改正後は「5,250円」に改め、カにつきましても改正後は「4,200円」に改めるものでございます。

第2号は5割軽減を規定しておりまして、ウになりますけれども、第1号と同様の計算になりますけれども、5割減額となりますので、改正後の下線部を「3,000円」に改めるものでございます。

次のオ、カにつきましてもウと同様に5割減額となりますので、オにつきましては改正後の「3,750円」、カについても改正後は「3,000円」に改めるものでございます。

第3号は2割軽減を規定しておりまして、次のページをお開きください。ウですけれども、第1号、第2号と同様の計算になりますけれども、2割軽減となりますので、改正後の下線部を「1,200円」に改めるものでございます。

オ、カにつきましてもウと同様に2割減額となりますので、オは改正後は「1,500円」に改め、カについても改正後は「1,200円」に改めるものでございます。

次に、第15条第2項になりますけれども、子育て世帯の経済的負担を軽減するために未就学児分の均等割を減額する規定になっておりまして、次のページをお開きください。前項と同様に保険税の軽減規定となりますけれども、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改正に伴い計算をして、改正後の下線部はアが7割減額で「900円」、イが5割減額で「1,500円」、ウが2割減額で「2,400円」となりまして、エはアからウ以外の世帯で「3,000円」に改めるものでございます。

次に、本文の附則第14項ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の減免対象期間を延長とするため、改正後の下線部を「令和4年度」に改め、さらに次の下線部ですけれども、「令和5年3月31日」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。最後に、附則でございます。第1条ですけれども、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用とするものでございます。

第2条ですけれども、条例改正後の規定は令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までは、なお従前の例によるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほどの説明で令和8年度から資産割を廃止するというをおっしゃっていたのですが、この資産割の考えについて、全道で保険料率等について改正を行って、統一させるという考えなのは分かるのですが、それで全体的に金額はアップすると。だけれども、資産割のところだけ金額が下がってきて、その資産割を減らすと。そして、そうしたことになるのと、全体的な保険料は皆さん上がるのだけれども、結局年収の400万程度の人たちの保険料が上がるということになっていくのです。結局は資産割というのは資産のある人が税金をたくさん納めていくようなシステムになっていると思うのですが、結局のところ年収400万あたりの中間層の収入の人たちの保険料が増えることになるのですけれども、この資産割が廃止されるという考えはどのような観点をもって廃止されるということになっているのでしょうか。

○議長 長 新聞保健福祉課長。

○保健福祉課長 ただいまの件なのですが、御存じのとおり、国民健康保険の運営が北海道のほうで全道一律で運営するということになりまして、北海道のほうは令和2年の12月に国民健康保険運営方針というのを出されております。その中で、当然全道町村それぞれ保険料率などはまちまちになっておりますので、この中で示されているものは今までの4方式についてを3方式ということで、資産割をなくすということできておりますので、それに基づいて資産割を令和8年までに廃止しなさいということで、これ一つの決まり事となっているものですから、それに合わせて、令和8年度までとはいいながら最終的には令和12年に保険料率を統一するというような目標を掲げておりますので、あまり先送りをしてこの分の見直しをしないと急激な上昇が避けられないのかなということがありますので、今から今年度、それと来年度に向けて若干ですが、資産割を少しずつなくして、最終的には令和6年度から資産割は更別村についてはなくすということです。ご指摘のとおり、その分、当然落とした分はほかの部分で補わなければいけませんので、今回は所得割ですとか均等割、平等割とかで配分してやりました。結果として、恐らく実際これから課税してみないと具体的な数字は出てこないと思うのですが、考え方としては均等割ですとか平等割を若干金額的には値上げというような形になっておりますので、恐らくほとんどの世帯についての影響はあるのかなと考えております。ただ、実際令和4年度の所得はこれから今反映していくので、なかなか比較がしづらいところではあるのですが、いろいろな条件で変更あるのですが、恐らくほぼ全ての世帯がおおむね何百円か何千円かは上がってってしまうのかなというところで、結果としては資産割がない方にも若干金額が上がっていく可能性はあると思われまます。ただ、今までは逆にその部分も含めて資産割のある方が負担していたというようなこともあるので、そこら辺はどうしてもこういう制度改正があるというところになっていくのかなと思いますので、なるべく差をなくすために早め早めから手をつけたいなということで考えておりますので、

今回このような形で提案させていただいております。

○議 長 ということは、資産割というのは道のほうで示されたから、なくしますよと。資産割をなくす根拠となったものは、道のほうではどういう説明。ほかの市町村もあるところとないところとありましたよね。皆さん資産割をしていたということですか。その辺のなくした根拠みたいな。

○保健福祉課長 今現在の十勝管内の状況でいきますと、資産割がかかっているところが更別村を含めて4町村ということになっております。全道的にも基本的には資産割はあまりかかっていないということです。

それと、こちらが、北海道のこの運営方針の中では納付金額が賦課の3方式、これは所得割と均等割、平等割を加えたものの合算で保険料、保険税を算定する方式の要素のみとなり、全道で納付金の配分基準が統一されるというようなことで、北海道としてもこういう市町村間での全道一律になった場合の資産割に対する扱いがちょっと均等がうまく取れないというような判断なのかなと思っております。大部分の町村がないというようなことになってきているものですから、その分を全道統一していくのに当たってはその部分はなくすというようなことでこちらのほうでは書いております。言われているのは、負担増加のリスクを軽減するために負担の公平化を進めるためというような言葉が書いています。負担の公平化を進めるためということで資産割は廃止するというような形になっているものから、一応そのような考え方で大きな考えの中で動いているものから、こればかりいつまでもどうしようもないことになるので、できれば早め早めにやらざるを得ないのかなということで、一つの制度の中で動くものから、それであればなるべく緩やかな形で進めていくほうがいいのかということなので今回見直しをかせさせていただいております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 なかなか難しいこれからのシミュレーションになると思うのですけれども、少し確認という意味で、健康保険のこれ全道統一ルールという形で今提案されているのですけれども、取りあえず今激変緩和措置でということ、ある程度の交付金の支援をいただいているということ、推定で今の令和5年度までですか、村としてはおおむね4,000万円程度の激変緩和の措置があるということで、軽減されているという解釈で僕はいいと思うのです。それはそれとして、これが今後6年以降、今の見直し、3方式でいくとこれがどこかで賦課されるのか、分配されるという形になりますよね。まず、それが1点形として残りましたよね。2点目として、今医療水準の関係で、村長、過年度から更別村の医療費の低さをすごく強調して言っていた部分があるのだけれども、この部分が多分この全道統一ルールにのっとなってというシミュレーションからすると、これ医療費の低額の町村というのは非常に痛手を被るというか、その部分の負担もまず2つ目の課題として、これ応分の負担という均一のルールにのっとなってという形になると、一生懸命医療費の低額に努めている町村もそれなりの賦課しなさいというまずルールになるというこ

とになりますよね。それは、太田議員も今言ったように、3方式へ統一して、それなりの全道統一のルールだからという説明は分かるけれども、実質的に努力していた過程、そして実質的には令和12年度から完全全道統一方式にいくのだろうけれども、これってやっぱり賦課される部分というか、結局負担増になるという分が非常に多くなるという部分考えれば、何百円だとかという部分でなくて、多分所得割だとか均等割だとか平等割だとかというかなりの、家庭によっては子どもの所得だとか扶養者の数だとかといったら物すごく負担になる可能性、上限はあるにしても。それをまともに村として受けて立つということになってしまうと、これやっぱりここを負担しなければならない家庭というのは物すごく負担になると思うのです。そこで、多分村としては現在進行形として今までの中で結局基金運用も含めてある程度準用というか、運用しながら、調整バランスを図りながらきたというのも事実なのですけれども、やっぱりその辺が今見えてこない。これからどうなるかという分が見えてこないという分があって、この分の額面どおりに取って、スケジュールを含めて改正案を説明されてしまうと、非常にやっぱり村民負担というかな、かなり過度になってしまうと。それはそれで仕方ないというルールだといいいながら、今後の対策について12年以降も含めて村としてこの資産割がかなり多く占めている形の、4町村しかない中の一村の中でかなりの負担を占めているという部分考えると、これ単純に上がりますからという、その施策だけでちょっといけないような気がするのですけれども、シミュレーション書きなさい、これから想定して提示しなさいというのは難しいかもしれないけれども、そこ村民にきちっとやっぱり丁寧に説明していかないと、これ負担増ばかりが表に出て、これ収納の関係もあるし、大変なことになると思うのですけれども、その点どういうふうを考えているかではなくて、ルールはルールとして村の対策設けて、何か予備というか、対策的なものを考えているのかどうか、その点だけでいいですので、答えられるのだったら答えていただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 おっしゃるとおりで、先ほど言ったように、北海道のほうも令和2年度に出した運営方針の中では令和12年度までということで、この中では目指すというような表現で言い切ってもいけないところがあるものですから、逆に言えば今後いろいろなやり取りの中でその部分については協議する余地はあるのかなというふうには捉えております。ただ、そうはいつでもそれに向けて今からなだらかにやっていかなければいけないというようなことで、並行してやらなければいけないというようなことで今回提案させてもらっております。今現在も医療費の差がそれぞれ全道の市町村によってありますので、その分を反映した納付金の額ということになっていきますので、今時点はそういう部分は考慮されております。それプラス激変緩和措置ということになっているのですけれども、今後医療費の差の計算の仕方、そこら辺もどようになっていくかというところが、道のほうも具体的にいつ何%どうこうというのは示されておりませんので、当然その部分についてもこちらからも要望ですとか協議する余地は出てくるのかなということを考えておりますし、

村としてもいろんな場面でその件に関しては意見を申し上げておりますし、今後も事務レベルも含めて制度を急激にちょっと明らかに負担になるようなことにはならないように取り組みたいというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃること、ごもつともでして、私はこの問題に関しては当初から憤りを感じております。道が平準化を出したときに医療費を低く抑えて健康面、あるいは健診の率を上げ、本当に先生方も医療機関も頑張っているのになぜ低いところで頑張っているところが逆に保険料を高く払わなければいけないのかと。単に平準化するということは、それはいろんな医師不足のところとか医療関係のところもあるかもしれませんが、実際に我々の村は無医村のところから30年、山田先生の話もありましたけれども、これだけ努力してここまで来たのです。だから、この話があったときには私は本当に憤りを感じて、南十勝の町村長と馳せ参じました。道の保健福祉課に行って、どういうことなのだと。何で努力している者がそういうふうに負担をしなければいけないのだと。それは平準化という、これ差別ではないかということです。それを言って、そして激変緩和処置が取られましたし、また医療費を低く抑えているところにはそれなりの給付金というのですか、そういうものを……給付金ではないですね、そういうものすると。だけれども、それすらなくなるのです。決まっているから上がるのは仕方ないから、村民に対して負担をお願いしますと、安村さんおっしゃるとおりです。そんなことは普通は通用しません。ですよ。だから、その分は今、今回もこれを議会に出すために審議委員会にもかけました。そして、幾つものシミュレーションを出しました、課長は、保健福祉課。すると、やっぱり上限は限られていますから、そういう方たちからは上げるわけにはいきません。低所得者は緩和、そういうような処置があります、減免処置。では、どこ行くのか。太田議員が言ったとおりです。中間層に非常に大きな負担が行くということです。ただでさえ子育てとか本当に頑張って、経済的な負担が結構かかるところに、そういうところに、ましてやコロナ禍の状況であります。その中で国保税を上げるということです。これが、そのときが来れば本当に大幅な値上げになります。だから、本当にこれは自分としても、安村議員さん、太田議員さんおっしゃるとおり、ほかの議員さんも多分同感だと思いますけれども、本当に何とかしてこの対策を講じていかなければいけませんし、基金の運用も今しているわけですが、その部分をいつまでもその基金があるわけではありませぬので、そこを何とか考えて、シミュレーション、あるいはいろんな方策があると思うのですけれども、協議会のほうでもいろいろと話しして、いろんな意見も出ています。本当にこういう形で諮問していただきましたけれども、委員の皆様方にもいろいろとご意見ありましたし、そこはしっかり受け止めなければいけない。ましてや村民の皆さんがどういふふうに今回の問題を受け止めるのかについては、きちんと説明をしたり、こういう方策がありますよということをやっぱりしっかり考えていかなければいけないと思うので

す。今回はこういう形になっておりますけれども、今議員さんご指摘のとおり、しっかりとその辺のシミュレーション等もやっておりますけれども、いかに負担を緩やかにして、軽減していくのか。そして、結果どこに、北海道はそういうふうに平準化するわけですが、私は道に対しては物を申していきます、はっきり言って。本当に私は不公平だと思います。頑張ってこれだけ医療費を低く抑えてきたのに、頑張っているのに。だから、その辺をやっぱり考慮して、しっかりそういう形での道内の医療体制とか、そういうものを構築すべきだというふうに思いますし、それに対しては道はしっかりと、予算処置をしなければいけないというふうに考えております。ご指摘の点踏まえまして、決まったものだから、それは仕方がないから上げるということではなくて、しっかりとした方策等を考えながら、また関係機関と調整をしながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村長、ありがとうございます。これ住民サイドも含めて十分理解していただかないと、上げる、上げないの論法だけであって、ちょっとこの点は慎重にお互いに協議し合って、やっぱり一定のルールはどうなのだという部分を村民の方に十分理解していただかなければならない部分だと思うのです。ある意味では一つの部分が、資産割がなくなるよということになれば、村長も御存じのように、更別村の税収入の中で固定資産税の収入って物すごく自主財源の中で大きいのです、実質は。だから、それが廃止されるよという形になれば、その財源の基礎となる土地、家屋の部分が実際に均等割とか所得割とか平等割に来るよ、最終的には。どういう負担率は別にしてでもそちらにシフトするわけです、将来的には。資産割をなくすということですから。だから、その分の、やっぱり大きいのです、はっきり言います。まず、それが1点、明確にしていかないと、やっぱり村民の方々にある程度応分の負担をお願いするといっても、確かに村長は道なりなんなりをお願いするといってもこれは避けて通れない部分もあるでしょうから、これは致し方ないという部分もある。ただ、算定基準についてどうするのかという部分。

それと、医療水準の差、村長も言っているけれども、要望しているといいますが、どこまで反映するかちょっと分からない部分あるのですけれども、一長一短、そんなに樂觀視できるものではないと思う。そうすると、本当に先ほど言った、太田議員言ったように、所得400万なり、450万ぐらいで扶養家族、奥さんも含めて子ども2人いたら一番負担が、子育て世帯が一番負担多くなるのです。と思うのです、試算上。それでは、皆さんが給与も上がらない、これから子育てでお金もかかっていくという中で、やっぱり月額何千円もという部分、年額で何万もという、本当にでは負担できるのかという部分、徴収も含めて。そこは十分村民にも理解というよりも説明していかなければならないし、これ大変なことになってしまう、大変なことだというよりも負担増があまりにも急激に来過ぎるような形になってしまうので、村長が言ったように、更別村の基金運用も限度があるよと

言ったけれども、そこの仕組みづくり、きちっともう少し検討していただいて、構築していただければありがたいなというふうには思っているのですけれども、これ国保運営委員会でも協議しましたというけれども、なかなかこれ協議しても結論なんか出せる代物ではないですので、そこ村としてきちっとやっぱりどういうふうに形にするかという青写真だけは描いていただきたいなというふうに思いますので、その点早急に対応していただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりです。真摯に受け止めて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第13 議案第38号

○議 長 日程第13、議案第38号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者等に係る介護保険料、以下保険料といいます、の減免につきましては、本条例に基づき令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限が定められた保険料を対象として減免するものでありますが、今般令和4年度における国からの財政支援の基準が示されたことに伴い、本村における支援策として令和5年3月31日までに納期限が定められた保険料につきましても減免対象とするため、本条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、保険料の減免対象につきまして令和4年4月1日から令和5

年3月31日までの期間に納期限のある保険料についても対象とするように改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例であります。現行附則の新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免、第8条の下線部、「令和4年3月31日」を改正後は「令和5年3月31日」までと改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第38号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第39号

○議 長 日程第14、議案第39号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第39号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年更別村条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正により関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、特定教育、保育施設等における書面等の記録、作成、保存等につきまして、電磁的記録により行うことが可能となる規定を加えるものであります。

(2)、特定教育、保育施設等による保護者への書面等の交付または提出につきまして、電磁的方法により行うことが可能となる規定を加えるものであります。

(3)、特定教育、保育施設等による保護者からの同意の取得につきまして、電磁的方法により得ることが可能となる規定を加えるものであります。

(4)、その他関係条文の改正並びに整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、石川子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、議案第39号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして保育等に係る給付費の支給対象施設である保育所や認定こども園等の特定教育、保育施設及び小規模保育や家庭的保育等の特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございますが、理由にもありましたとおり、国の基準が改正されたことに伴いまして本条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第5条につきましては、特定教育、保育施設が利用申込者である保護者に対する教育、保育の提供についての内容及び手続の説明及び同意について定めているものでございます。

第2項から次のページの第6項までにつきましては、施設が保護者から承諾を得ることにより施設の運営規程等重要事項につきまして文書に代えまして電子メールやホームページ上からのダウンロード等の電磁的方法により提供することが可能となる内容となっておりますが、これらを削除するものでございます。

第38条第2項につきましては、特定地域型保育事業においてただいまご説明しました第5条第2項から第6項までの規定を準用する内容となっておりますが、こちらも同様に削除するものでございます。

次のページを御覧ください。第42条第1項第3号につきましては、同条第4項第1号に規定します満3歳未満保育認定子どものうち事業所内保育の利用児童については保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子どもに限ることについて文言の追加を行うものでございます。

改正後の第53条第1項から第6項につきましては、先ほどご説明しました第5条第2項から第6項及び第38条第2項に代わりまして新たに追加するものとなっております。

第1項は特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業者である特定教育、保育施設等が

記録、作成等のうち本条例において書面等により行うことが規定されているもの全てを対象に電磁的記録により行うことが可能となることについて、第2項は書面等の交付または提出について第1号による電子メールやホームページ上からのダウンロード、第2号による磁気ディスクやCD-ROM等の電磁的方法により提供することが可能となることについて、次のページを御覧ください。第3項は電磁的方法による提供は保護者が出力することにより文章が作成できるものに限ることについて、次のページを御覧ください。第4項は電磁的方法により提供するときはあらかじめ電磁的方法の種類及び内容を示し、保護者より承諾を得なければならないことについて、第5項は電磁的方法による提供を受けない申出があったときはこれをしてはならないことについて、第6項は保護者からの書面等による同意の取得については第2項から第5項までの規定を準用することと準用する場合の読替えについて、以上を新たに追加するものでございます。追加することにより特定教育、保育施設等が記録や作成等を行う書面等については、電磁的記録により行えることや電磁的方法による提供が可能となり、事業者の負担軽減と保護者の利便性向上が図られるものとなってございます。

最後に、附則としまして、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第39号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取消し

○議長 会議を続ける前に、私のほうから発言の訂正を含めたご説明をさせていただきたいと思います。

先ほど産業振興公社の決算の関係で安村議員のほうから発言があった内容の第三セクターについてご説明をしたいと思います。第三セクターにつきましては法的に概念が指定されているものではありませんが、公共団体が出資しているし、経営している事業者に関しましては通称第三セクターというふうな形で呼び名がされているところでもあります。よって、現在産業振興公社につきましては第三セクターという位置づけに一応なっており、村側のほうも第三セクターという形で認識をされているということでもありますので、安村議員の発言の訂正につきましては削除させていただきまして、通常どおりの質問の内容とさせていただきますというふうに思います。大変失礼をいたしました。よろしく願いいたします。

安村議員、よろしいでしょうか。

(「はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます」の声あり)

○議長 長 それでは、引き続き会議を続けたいと思います。

◎日程第15 議案第40号

○議長 長 日程第15、議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件であります。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、新規団体の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表(2)の一部事務組合及び広域連合の表の変更につきまして協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合理約別表(2)に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次のページをお開きください。一部を変更する規約であります。北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更するものであります。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第

1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第41号

○議 長 日程第16、議案第41号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第41号、北海道市町村総合事務組合理約変更の件であります。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、新規団体の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合理約別表第1及び別表第2の変更につきまして協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、組合理約別表第1に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

(2)といたしまして、組合理約別表第2の9に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次のページをお開きください。規約の一部を変更する規約であります。北海道市町村総合事務組合理約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変更するものであります。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第42号

○議 長 日程第17、議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由といたしまして、新規団体の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の変更につきまして協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、組合規約別表第1に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

次のページをお開きください。組合規約の一部を変更する規約であります。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更するものであります。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第43号

○議 長 日程第18、議案第43号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第43号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億722万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,478万3,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 では、私のほうから議案第43号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

令和4年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億722万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,478万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、継続費の補正でございます。村史編さん事業の総額を変更するもので、その内容につきましては、第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。地方債の限度額を変更するもので、その内容につきましては、第3表、地方債補正によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由といたしまして、共済組合財源率の確定及び人事異動に伴うものでございます。各科目において予算の補正がございしますが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。

21ページをお開きください。1、特別職において長等の共済費で4万2,000円の減額です。共済組合財源率の確定に伴うものでございます。

22ページをお開きください。2、一般職、(1)、総括についてですが、給料で43万4,000円の増額、職員手当等で3万3,000円の増額です。人事異動に伴うものでございます。共済費は、給料と同様の理由に加えまして、共済組合財源率の確定により30万6,000円の減額でございます。なお、手当ごとの補正後、補正前、比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

23ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、24ページは給料及び職員手当の状況ですので、ご参照願います。

25ページ、26ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳でございます。補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。11ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、2万円を減額し、補正後の額を4,961万円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、共済組合財源率の確定に伴う減額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、986万8,000円を追加し、補正後の額を6億9,618万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費、12ページをお開き願います。(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、人事異動に伴う職員の会計間の異動及び共済組合の財源率の確定によるものでございます。(3)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、役場庁舎の3階大会議室及び2階中会議室にエアコンを設置するほか、役場1階ロビーに確定申告等プライバシー保護並びに飛沫感染防止のための展示用パネルを購入するものでございます。

目8村有林管理費は、85万8,000円を追加し、補正後の額を2,863万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、村有林整備事業、単独事業は昨年の暴風被害による風倒木を処理するための追加でございます。

目13開村記念事業推進費は、202万4,000円を追加し、補正後の額を1,858万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、開村75周年記念事業、総務は、当初想定していた頁数より180ページほど増加したほか、冊数につきましても200冊ほど増刷するためでございます。

項3 戸籍・住民基本台帳費、目1 戸籍・住民基本台帳費は、4万8,000円を追加し、補正後の額を1,327万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、戸籍住民基本台帳等整備事業は、マイナポイント交付用タブレット型パソコン1台を購入するものでございます。

13ページを御覧願います。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、357万6,000円を追加し、補正後の額を1億9,447万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、社会福祉センター維持管理経費は、社会福祉センター屋上の防水用ウレタンが切れているため、防水修繕するものでございます。(2)、臨時特別給付金給付事業は、非課税世帯に対する給付金10万円に関する経費でございます。予算上30世帯を見込んでおりますが、対象者が確定後速やかに給付したいと考えております。

目2 福祉の里総合センター費は、37万円を追加し、補正後の額を6,819万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター改修事業は、当初予算で生活支援ハウス浴室工事を計上しておりましたが、浴槽部分に階段を設置する必要が生じたため、追加させていただくものでございます。14ページをお開きください。(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、飛沫感染防止のため健康増進室に設置するパーティション5枚を購入するものでございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は、865万円を追加し、補正後の額を1億7,317万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、子育て世帯に対する生活支援給付金、事務経費、保育士の処遇改善などに関するものでございます。

15ページを御覧願います。項3 老人福祉費、目2 老人保健福祉センター費は、795万3,000円を追加し、補正後の額を7,035万円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策等事業は、デイサービス室及び社会福祉協議会事務所にエアコンを設置するものでございます。

目3 老人福祉推進費は、2万8,000円を減額し、補正後の額を6,964万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金、介護給付は、繰入れ対象経費の減額によるものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費は、175万6,000円を追加し、補正後の額を2,166万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、16ページを御覧ください。(2)、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、4回目のワクチン接種に向けたものでございます。4回目のワクチン接種につきましては、60歳以上の方及び18歳から59歳で基礎疾患がある方が対象となり、7月上旬から受付を開始する予定でございます。

目4 診療所費は、381万6,000円を減額し、補正後の額を1億1,834万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、国保診療施設勘定補正に伴う財源調整によるものでございます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費は、2万円を減額し、補正後の額を

2,574万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、共済組合財源率の確定に伴う減額でございます。

目2農業振興費は、1億6,943万7,000円を追加し、3億3,442万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金につきまして新規に15件採択されるため、追加するものでございます。

17ページを御覧願います。款7商工費、項1商工費、目3観光費は、62万円を追加し、補正後の額を3,026万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、カントリーパーク施設維持管理経費は、カントリーパーク身障者用トイレが故障したため修繕するものです。

(2)、情報拠点施設維持管理経費は、北海道の積算におきまして労務単価が増加したことによる駐車公園管理委託料の増額でございます。

款9消防費、項1消防費、目1消防費は、財源振替でございます。

18ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費は、財源振替でございます。

目2事務局費は、20万7,000円を追加し、補正後の額を1億2,606万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、共済組合財源率の確定によるものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費は、219万円を追加し、補正後の額を7,042万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、小学校運営経費は、支援員確定に伴う費用弁償を追加するものでございます。(2)、学校施設改修事業、小学校は、上更別小学校の女子トイレにつきまして和式トイレを洋式トイレに改修するものでございます。

項3中学校費、19ページを御覧願います。目1学校管理費は、11万2,000円を追加し、補正後の額を3,368万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費は、支援員確定に伴う費用弁償を追加するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、63万5,000円を追加し、補正後の額を5,352万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は共済組合財源率の確定に伴うものでございます。(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、更別幼稚園及び上更別幼稚園で使用するマスク、消毒アルコール等を購入するものでございます。

項6保健体育費、目2体育施設費は、2万8,000円を追加し、補正後の額を4,758万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、地区体育館維持管理経費は、勢雄地区の体育館の避難口誘導灯が作動していないため、修繕するものでございます。

目3学校給食費は、211万7,000円を追加し、補正後の額を3,080万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校給食センター維持管理経費は、給食センターの温水ボイラーのモーターが故障したため、修繕するものでございます。(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、学校給食費につきまして物価高騰に伴う保護者負担を軽減するため、追加するものでございます。副食用食材につきまして本年3月と4月の仕入れ単価を比較し

ますと、約14%強上昇しております。上昇分につきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、保護者に負担を求めないものでございます。

20ページをお開きください。項7教育諸費、目3財産管理費は、65万8,000円を追加し、補正後の額を218万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、教員住宅維持管理経費は、中央中学校教員住宅を修繕したことに伴い修繕費用を追加するものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。8ページをお開きください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、45万6,000円を追加し、補正後の額を641万円とするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、2,305万9,000円を追加し、補正後の額を1億2,966万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、マイナポイント申請サポート用タブレット購入に伴う補助金でございます。

目2民生費国庫補助金は、797万8,000円を追加し、補正後の額を7,865万5,000円とするものでございます。住民税非課税世帯等に対する給付金事業、低所得者の子育て世帯への給付金事業、保育士等の処遇改善に関する交付金等でございます。

9ページをお開きください。目3衛生費国庫補助金は、130万円を追加し、補正後の額を394万3,000円とするものでございます。4回目のワクチン接種体制に関する補助金でございます。

款15道支出金、項2道補助金、目2民生費道補助金は、36万6,000円を追加し、補正後の額を4,507万3,000円とするものでございます。子ども・子育て支援交付金でございます。

目4農林水産業費道補助金は、1億6,943万7,000円を追加し、補正後の額を3億818万3,000円とするものでございます。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業につきまして新規採択が認められたことによる補助金でございます。

目5教育費道補助金は、30万円を追加し、補正後の額を30万円とするものでございます。更別幼稚園及び上更別幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として消耗品の購入に関する補助金でございます。

項3委託金、目3商工費委託金は、17万8,000円を追加し、補正後の額を604万円とするものでございます。道の駅の駐車公園の管理委託金が北海道の積算により増額したためでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、267万4,000円を追加し、補正後の額を1億1,424万6,000円とするものでございます。財源不足を補うため、財政調整基金を追加するものでございます。

目4村有林野基金繰入金は、85万8,000円を追加し、708万4,000円とするものでございます。暴風被害地の整備伐採事業に伴う村有林野基金からの繰入れでございます。

10ページを御覧願います。目9寄附金管理基金繰入金は、81万7,000円を追加し、4,307

万8,000円とするものでございます。令和3年度寄附額の確定によるものでございます。

款21村債、項1村債、目1緊急防災・減災事業債は、860万円を減額し、補正後の額を630万円とするものでございます。高機能防災指令システム更新事業について過疎対策事業債の対象となったため、減額しております。

目4過疎対策事業債は、840万円を追加し、補正後の額を8,060万円とするものでございます。高機能防災指令システム更新事業が過疎対策事業債となったこと、更別農業高校生確保等支援事業のソフト分の上限額が増えたことによるものでございます。

続きまして、第2表、継続費補正についてご説明いたします。4ページを御覧願います。継続費補正につきましては、記載されているとおりでございます。歳出でご説明いたしましたが、開村75周年記念事業として作成しております村史につきまして当初想定しておりましたページ数より増加したこと、配付希望を確認したところ、こちらも想定数を越えたためでございます。事業費の総額につきまして103万円を追加し、補正後の額が2,770万6,000円とし、年割り額の令和4年度を807万7,000円と変更するものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。地方債補正につきましては、記載されているとおりでございます。歳入でご説明いたしましたが、消防で導入いたします高機能防災指令システム更新事業につきまして過疎対策事業の対象となったことなどにより補正後の限度額が緊急防災・減災事業債は減額、過疎対策事業債が増額となっております。

令和4年度更別村一般会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 この農業予算の中身についてももう少し詳しくお聞きしたいのですけれども、15件で1億6,943万7,000円、どういう事業でどういう採択なのかちょっと、15件ですごく大きな額なのですけれども。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今回補正に出させていただいております持続的畑作生産体系確立緊急対策事業でございますが、こちらのほうは従前畑作構造転換事業補助金という形でいただいていたものですが、令和4年度において若干内容が変わっております。今回新規採択のめどが立ったということで、提案をさせていただくものでございます。畑作産地において病虫害の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため労働負担軽減、環境に配慮した生産体系の確立、バレイショの種子の安定供給、新たな需要拡大の取組を支援するというふうな内容で補助されるものでございます。種バレイショの罹病率の低減であったり、てん菜からの作物の転換、あと病虫害抵抗性品種の導入、普及拡大対策事業などが主でございますし、先ほども申しましたように、省力作業機械の導入なども対象になっているところでございます。あと、てん菜からの転換ということで、転

換に必要な農業機械等の導入についても対象になるということで、今のところ15件の申請が出ておまして、そちらのほうに対しての補助を支出していく事業になります。歳入と歳出同額で、国からの補助をいただいて、各事業実施主体者のほうに補助金を交付するものでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今の流れについては……

○議 長 ちょっとマイク。

よろしいです。

○4番松橋議員 そういう内容で15件といたらすごいですけども、補助率とかはどうなっているのですか。5割なのか6割、そういう説明を求めているのですけれども、15件でこれだけの額でしたら。機械とかそれは省エネ化、ビートからの転換は今の時代ですから、それは分かるのですけれども。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 申し訳ございませんでした。こちらのほう持続的畑作生産体系ということで1億6,943万7,000円の予算金額になっているところでございます。こちらのほう基本的には機械等の導入については2分の1というふうな形になってございます。また、てん菜等からの転換という部分では、面積当たり3万円というふうな単価が適用されるようになっていっているところでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 速報でビートが基準内に収まったと、糖分がなかったから。これはあまり喜ばれることでないけれども、それでビートの転作のためにビートを減らして、お金が来ると、そういう単純な考え方でもないと思うのですけれども、これだけ申請を上げているということは、例えば畑作農家に全てこれ知れ渡って補助、これ税が主体でしょうけれども、役場素通りと言ったら言葉悪いですけども、これ組合員さんというか、農家みんな周知をして、15戸しか手を挙げなかったのか、それと条件がきつかったのか。これ最後ですから、その辺だけ。分かる範囲で結構ですけども。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 議員のおっしゃるとおり、基本的には農協さんの協力を得て取りまとめしているところでございます。ただ、組合員でない方もいらっしゃいますので、そういったところには村から直接確認をさせていただいているところでございます。条件というか、そういう部分もございますので、そういった中でこのような件数になっているというふうなところでございます。

以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 12ページなのですけれども、総務費のちょうど一番下のほうで目1戸籍・住民基本台帳費のところ、説明欄(1)、戸籍住民基本台帳等整備事業でマイナポイントのサポート、交付用にタブレットのパソコン購入という説明を受けました。これは、健康保険証としてこれから使っていく上で利用する申込みがあれば7,500円分でしたか、そういったポイントをいただけるという考えでよかったですでしょうか。

それと、併せましてマイナンバーカードのほうの発行数、国のほうでは44%ほど、日本全体ではということでありますけれども、更別ではどれぐらい、35%ぐらいだったでしょうか。併せましてお願いいたします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問でございますけれども、まずこのタブレットの購入費でございますが、従来総務省から無償で貸与されているタブレットがありまして、これを窓口のマイナンバーカードの申請ですとかポイントの付与にこのタブレットを使っておりました。これが、実は4月に総務省のほうからご連絡をいただいて、このタブレットの保証が7月末で終了になると、終わってしまうということから、今回新たにタブレット購入をするということになってございます。通常でもマイナンバーカードの申請を今窓口でも受け付けておりまして、その業務にやっぱり欠かせないものであるという判断から購入させていただくというものでございます。

また、普及率なのですけれども、正確な数字がちょっと手元にないのですけれども、たしか37%ぐらいだったと思います。それほど急激に増えているものではないです。ただ、税の関係で確定申告でもそういったマイナンバーカードを使いたいというPRをしまして、昨年3月にも税のほうから連携をして、税と窓口が連携をして、業者さんのほうに出向いてマイナンバーカードの申請を増やしていると。そのときもたしか40件ぐらいは増やしているはずなのですけれども、PRに努めて、今後ともマイナンバーカードの普及に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 すみません。詳しくご説明をありがとうございました。

もう一つお聞きしたかったところは、健康保険証として利用されていくということでありまして、まだデジタル田園都市国家構想のほうにおいても今年中にはたくさんの方々がマイナンバーカードが持てるようにということを言っているようなのですけれども、保険証のほうの使い勝手というか、それからそれを使える病院というのですか、更別ですと診療所と歯医者さんになりますけれども、そういったところも私も勉強不足で分かりかねますので、ちょっと教えていただきたかったなと思いました。よろしくお願いいたします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 マイナンバーカードの保険証の認証につきましては、それぞれ住民、村民の方が同時にやっていただくということになります。ただ、更別村の診療所につきましては

システム改修が必要になりますので、システム改修後にマイナンバーカードと保険証がひもづいて、使えるようになるというふうになっております。ですので、もうしばらくお時間は必要になるということでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません。18ページの関係、学校の関係、ちょっと確認をさせてください。

学校管理費の中の、今回上更別小学校の校舎改修工事ということで、女子トイレを和式から洋式へ替えるということでございますけれども、ちょっと確認をさせてください。更別の小学校、中学校で今どちらかという洋式にどの学校も移行しているわけですがけれども、まず1点確認ということで、小中学校含めて、幼稚園含めて和式トイレ、これで全部解消されるのか、それとも既存の和式トイレが残るのか、まず1点確認をさせてください。

せっかく、2つ目になってしまいますので、一気に質問させてください。それと、今回コロナワクチン、新型コロナ対策ということで、役場の庁舎等についてはエアコンを入れるという形の追加提案がございました。ちょっと心配しているのが学校教育におけるエアコンの在り方について何ら今ご提案がないということの経過がございまして、更別のホームページ見ますとマスクの着用、あるいは黙食とは言いませんけれども、そういう部分のある程度のコロナ防止対策でということで、まだ守ってくださいという部分が公然と出ている中で、これから学校も夏場に向けて、夏休み前に向けてやっぱり高温になってくる。マスクもある程度強要されているという中で、やっぱりそういう部分の、換気も含めてという部分もあるのでしょうかけれども、子どもの、児童の健康管理という部分から見て、お金のかかる事業でございますから、一概には言えないのですけれども、エアコンという言葉がなかなか出てこない。実質的には消毒液だとか、そういうものが出てくる。マスクだとか出てくるのですけれども、なかなかそこまでの提案がないということで、これからの子どもの健康管理、もしくはあるいはそういう夏場対策も含めてという総合的な見地から私は必要でないかと思っておりますし、どうせ提案するのであれば今の時期でないとも工事も着工できないという部分もありますから、提案がないということはそれなりの考えがあつての、考えあるということだと思っておりますので、その点の考え方あればご説明いただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時38分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林教育次長。

○教育次長 大変すみませんでした。まず、学校のトイレなのでございますけれども、ちょっと学

校種別ごとに申し上げます。

小学校なのですけれども、校舎内でトイレが52の個室がございます。この52のうち現状洋式化されているのは40になります。残り12が和式ということで残っているのですが、この中で今回上更別小学校の女子児童用のトイレ、和式2つを洋式に直したいというもので、それを除くと、工事が終わった後ということになると、残り10が和式として残っているという状況です。それと、中学校のほうなのですけれども、校舎内で27の個室がございます、そのうち洋式化されているのは16になります。残りが11になるのですけれども、残り11が和式ということで残っております。屋外のトイレもございますが、上更別小学校については昨年度予算を見させていただきまして、洋式に改修を終えているところです。更別小学校は、今年度予算をいただいておりますので、今年のうちには屋外トイレも洋式化されるという予定です。残り中央中学校の屋外トイレについては和式で……失礼しました。屋外トイレなのですけれども、男子と女子、個室が2つずつあるのですが、うち1つは洋式になっているという状況です。

トイレにつきましては以上です。

それと、エアコンのお話なのですけれども、学校のほうとしてもこういう年々暑くなるような状況で、暑い日も増えているということで、できればつけていただきたいというような意向も持っております。それで、コロナが始まってから臨時交付金のほうで各施設対応しておりますので、学校としてもそれに対応できないかどうか調整をさせていただいたこともあるのですが、学校全校にエアコンを設置するとなると、ざっと5,000万から6,000万ぐらい経費が必要だということで、ちょっと交付金のほうで一度見合わせたというようなこともございます。教育委員会としても学校の環境については快適な環境にしていきたいというふうに考えておりますので、エアコンについては引き続き検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 幼稚園のトイレの部分につきましては、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園とも全て洋式化となっております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 それで、今の現状だけ説明いただいたというふうな形なのですけれども、この和式のトイレ、まだ残っているという分の、今の補正で上がっている分だけですので、今後の対応について思いがあると思うので、残すのか、それとも改修していくのかという部分の所見があれば、ご説明いただきたいというふうに思っています。

また、エアコンについては確かにお金のかかる事業かもしれませんが、本当に一気にやってしまうのか、それとも主要な各教室の部分だけをやるのかといういろんな選択肢があると思います。そういう中で、教育長からの説明もあったように、学校改修の問題

も含めてという、総合トータル的な部分でどうするかという部分も念頭に置きながら進めなければならない事業だというふうに思っていますので、その点、小学校で私気になっているのが、今小学校の先生とのコンタクトがいつもあるものですから、夏場になると女の子や何か体が調や何か、夏場の暑い日なんかは体調悪くなって、保健室に結構来られる子が常時いらっしゃるという実態もちよっと聞き及んでいるものですから、どうしてもマスクという一つの息苦しさも一要因になっているかなというような気はしていますので、その点の解消のためにも児童の健康管理も含めて、良好な精神教育も含めて助長するという意味でもやっぱりそういう分の捉え方しっかり踏まえながら事業計画というか、今後の計画に盛り込んでいただきたいと。今年これエアコンこれからといっても補正上げても多分ほとんど間に合わないと思いますので、それを参考にさせていただきながら十分検討するのではなく、前向きな中で実施できるようにお願いしたいというふうに思っています。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 まず、和式トイレ、残っている部分なのですけれども、現代の子たちと言ったらあれなのですが、なかなか洋式でできる子が少なくなっているという現状もございます。

(何事か声あり)

○教育次長 ごめんなさい。

○議 長 和式でできる。

○教育次長 和式でできる子があまりいないというか、ほとんどいないような状況にもなっております。全部を洋式に改修するのか、その辺も含めてこれから検討していきたいと考えてございます。今必要な都度といいますか、お金のこともありますので、順次やらせていただいておりますが、全部行うかどうかはこの後検討させていただきたいと思っております。

それと、エアコンなのですけれども、検討ではなくて前向きにということですので、ちょっと財源のこと、財政的なこともあるので、ここで断言できませんが、前向きに考えていければなというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長 教育長からはいいですか。教育長、いいですか。

荻原教育長。

○教育長 トイレの関係なのですけれども、今回上更別小学校、女子がちょっと増えたということで、便器の数が足りないということで洋式にしました。今回洋式にするに当たって、ほかにも確かに和式のトイレもあるということで、それも一緒にやるような計画はどうかということまで学校といろいろ打合せさせてもらったのですけれども、子どもたちが学校で大便をする子が非常に少ないということで、洋式トイレで大便をする子どもが少ないので、今のままの数でも学校のほうでは十分足りていますというような、そういうご意見をいただいております。私とすれば、和式がどうしても使われないということもあ

って、できれば全体的に洋式化ということで進めていきたいのですけれども、現状がそういう現状だということだったものですから、取りあえず必要な部分だけの便所の改修ということで今回提案をさせていただいたところであります。

あと、エアコンにつきましても、確かに気分の悪い子どもが出てというお話も聞いております。確かにそういう環境については整備していかなければならないのかと思うのですけれども、今のところ、先ほど次長からお話がありましたとおり、全体をエアコン化することにつきましては非常に工事費がかかるということで、必要な部分についてのエアコン化ということで進めさせていただきたいなというふうに思っております。ただ、今後そういうエアコンの設置については、いろいろご意見を伺いながら、本当に必要な分につきましては設置を進めていきたいなというふうに考えております。参考に、今年帯広の大空義務教育学校というところが非常に大規模な改修をして、全体的にトイレが全て改修になりました。いろいろ説明を聞いたのですけれども、そちらは普通教室についてはエアコンはどこもついていないと。空調機だけだというような形で改修が終わっているようがあります。ほかの学校の新しく整備された、そういう施設もいろいろこれから拝見させていただいて、必要な環境整備を進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 議長、すみません。今教育長から説明ありましたがけれども、ちょっと和式のトイレについての見解といいますか、今の説明について少し私は疑問というか、先生の意見も分かりますけれども、健全なる子どもの教育、はっきり言ってトイレが学校でできないという実態を知りつつ、やっぱりそういう対応を今後どう図っていくのかという部分は私は非常に重要な課題でないかというふうに逆に思いました。小は別にして、大のほう我慢する、これ子どもの、高学年になったら2時、3時までの授業になりますので、我慢しているかどうか別にして、それをしないという形になっているということ自体が、どこかでそれを改善していかなければ、これ大きくなってよそでトイレできないという、短絡的な発想で申し上げて申し訳ないのだけれども、そういう部分をやっぱりしっかりとやるためにもどうなのかという部分を、今利用がないからという部分でなくて、家庭はもう洋式になっているわけですから、ほとんどが。そういう面も踏まえて、十分先生方の意見も分かりますけれども、やはりそういう部分、教育という分からも含めて、衛生と健康管理という形からも含めて十分それは配慮していただいて、進めていただきたいというふうに思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまご意見いただきましたとおり、うちの次長からありましたけれども、子どもたちが和式トイレを利用できない、これは現実でありますので、その部分につきましてははっきり使いやすいトイレ、ちょっと子どもたちが家庭でトイレを済ませるような、そういうようなトイレを使えるような形で今後検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 ここで高橋産業課長のほうから先ほどの松橋議員の説明について追加説明をしたいという申出がありましたので、よろしく願いいたします。

高橋産業課長。

○産業課長 申し訳ございません。先ほど補助率の関係で説明をさせていただいたのですが、2分の1の部分と、あと定額の関係で3万円という単価を私申し上げたのですが、ほかにも単価ございますので、項目に応じた定額の単価で算定されるというふうな形に訂正をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

○議 長 理解できましたか。

(何事か声あり)

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 最後の10アール3万円は分かったけれども、その後の説明は。項目による単価がいろいろあるということ。幾らから幾らまであるのですか。では、10アール3万円なのか、5,000円なのか、1万5,000円なのか。それはまだ確定、これ確定した金額でしょう。いろいろありますって、そういう説明で納得しなさいということですか、いろいろありますって。

○議 長 もう少し具体的に説明できる範囲内で。できますか。大丈夫。

高橋産業課長。

○産業課長 すみません。分かりにくい説明になってしまいました。申し訳ございません。私先ほど3万円という、そういう一つの単価を申し上げたものなのですが、実際にはそれぞれ事業の品目ごとに単価があるということで、それぞれその事業に応じた単価で算定されるということを申し上げたかったのですが、一応ほかにもある単価としては3,000円というものもございますし、8,000円というふうなものもある中で、いろいろとありますので、総じてその事業に応じた単価というふうな表現をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長 続きまして、大野副村長のほうから補正予算について追加説明をさせていただきたいということとマイナンバーカードについての補足説明も加えてあるということですので、大野副村長。

○副 村 長 補正予算につきまして1点補足説明させていただきます。

予算書の14ページを御覧いただければと思います。14ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の節19扶助費、こちらのほうにつきまして490万計上させていただいております。こちらのほうの内訳につきましては、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして、独り親世帯以外の低所得者の子育て世帯分といたしまして児童1人当たり5万円の給付となっております。そのほかに村独自の上乗せといたしまして、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分といたしまして児童1人当たり5万円、そのほか独り親世帯分といたしまして児童1人当たり5万円、こちらも村独自の上乗せ分ということ

で、トータル490万を計上させていただいているというところでございます。

もう一点、先ほど小谷議員のほうからマイナンバーカードと保険証の関係でご質問がございまして、先ほどちょっと回答させていただきましたが、補足させていただきます。まず、マイナンバーカードの交付状況につきましては、本年の5月1日時点で更別村におきましては交付率、人口に対する交付枚数率につきましては36%というふうになっております。全国平均が44%ということですので、依然下回っている状況だと思っております。前年につきましても30%を超えていたというところで35%前後だったというふうに記憶しておりますので、あまり伸びていないというような状況だというふうに認識しております。今後デジ田等を行っていくに当たっては、マイナンバーカード等のいろんなところでの活用、更別ID等の活用ということでひもづけということで考えておりますので、そこはまた機会あるごとに村民の方々にマイナンバーカードの交付というのは考えていきたいというふうに思っております。

また、保険証との関係でございます。今時点でマイナンバーカードと保険証をひもづけるというのはできます。先ほど診療所で使えないということでシステム改修が必要だというのは、保険証を持たずにマイナポータルをスマホ等にアプリをダウンロードして、スマホだけを持って行って、保険証代わりにスマホを読み取る、スマホからマイナンバーカードと保険証の情報を読み取るということがシステム改修が必要だということでの認識でございます。ですので、システム改修するのに少し時間がかかりますので、そこはご了承いただければと思います。ただ、現時点でマイナンバーカードと保険証をひもづけることによってインターネットのマイナポータル、またはスマホのマイナアプリ、そちらのほうからご自身の保険証を使った履歴、どこで受診したのか、どの病院で受診したのかとか、薬の交付履歴、そういったものが取得できるようになりますので、たとえ診療所でそういうふうにスマホが保険証の代わりに使えなくてもご自身のそういう受診履歴等は確認できますので、そういう意味でいくと利便性は高まっているのかなというふうに個人的には思っております。

以上でございます。

○議 長 ただいま大野副村長のほうから補正についての追加の説明とマイナンバーカードに関する情報提供といたしますか、連絡がございました。これで皆さん補正予算の質疑の発言が3回しかありませんので、今追加の部分で説明があった部分でどうしても発言がしたい方については、3回終わった人でもしあれば発言をお願いいたします。よろしいですか、小谷さん……

(なしの声あり)

○議 長 安村さん、松橋さん、3名がもう3回ということで、補正で質問できませんので。

それでは、この件については終了したいと思います。

7番、織田さん。

○7番織田議員 12ページの村有林管理費ですか、この事業なのですけれども、事業どうのこうのではないのです。実は、村有林の北1線、15号、16号間のところに鳥のサギですか、十勝では珍しいのですけれども、その大きい巣があるわけなのです。それで、今年の暴風の折にかなりなくなったのですけれども、めげずに今年もサギが参りまして、巣を作っているわけなのです。それがちょうど恐らく今回の計画の中で間伐なのか、あるいは全て伐採なのかの形にはなると思うのですけれども、私サギというのがいい鳥なのか悪い鳥なのか、ただ鳴き声がうるさいとか臭いが云々という話よく聞くのですけれども、実際に作っているわけなのです。それを楽しむというのはおかしいのですけれども、随分気にして撮影に来たり、写真撮りに来たり、あるいは見守っている方もおられる中で、今後伐採をどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今おっしゃられた村有林の部分なのですけれども、確かに今年の暴風被害の際に非常に大きな被害を受けている部分でもございます。一応本年度予定している事業の中で特殊地ごしらせ、もしくは間伐等を進めていきたいというふうに考えているところでございます。今言われた部分についても一部該当するのかなというふうに思いますが、サギという鳥が営巣しているということで、私も現地のほうは一応確認はさせていただいたところなのですが、今回あそこ、その地域で入れる部分は特殊地ごしらせと言われるほぼほぼ皆伐の部分と、あと間伐を入れようというふうに考えているところです。ただ、主に営巣しているところは北1線、北2線間の国道の反対側というか、15号側ですか、のほうに営巣がされているように見受けられます。そちらのほうについては今回そんなに被害が出ておりませんので、そちらのほうについては今のところ手をかけるような予定はないのかなというふうなところで、その周辺で事業を行うような形になるので、それほど営巣に影響はないのかなというふうに考えているところでございます。何分というか、あくまでも村の暴風保安林でございますので、防風効果の発揮というのがまず第一の目的でございますので、そういった部分、今回傷んだところを補修をして、防風効果をしっかり持たすということがまず最重要なのかなというふうに考えているところでございまして、事業についてはそのような格好で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 私も大変それは納得できるのですけれども、ただやはり楽しみというか、大事に見守っている人の感情も踏まえた中での今後の対応をよろしくお願いいたします。

○議 長 環境保護の関係も含めてその辺もしっかりと調べた上でというか、その辺の調整もしっかりとした中で進めていただければなというふうに思うのです。

高橋産業課長。

○産業課長 今ご指摘にあった部分もしっかり確認をした上で事業に取り組んでまいりた

いというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。補正予算については質疑……。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後3時15分まで休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第44号

○議 長 日程第19、議案第44号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第44号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条といたしまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,904万円とするものであります。

初めに、歳出のほうからご説明申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費は、239万7,000円を増額し、補正後の予算額を2億8,815万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、総務管理経費、共済費は、共済組合財源率の確定等に伴い増額するものであります。なお、9ページに給与費

明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。負担金補助及び交付金は、標準報酬の変更に伴う増額であります。説明欄（２）、総務一般事務経費、共済費は、看護補助員の基本給や共済組合財源率の確定等に伴う増額であります。続きまして、説明欄（３）、診療施設維持管理経費、需用費、修繕費は、暖房循環ポンプ等の修理が必要となったことから、増額するものであります。説明欄（４）、フルタイム会計年度任用職員給与等、給料、職員手当等は、看護補助員の基本給の確定に伴う増額であります。共済費は、共済組合財源率の確定に伴う増額であります。

続きまして、８ページにまいります。款２医業費は、５万１,０００円を増額し、補正後の予算額を３,９９８万円とするものであります。

項１医業費、目５医療用機械器具費で説明欄（１）、医療機器等整備事業、役務費、手数料は、健康保険証の資格確認がオンラインで可能となるシステムを導入するための経費を算出するために事前に必要となる現地調査費を増額するものであります。

続きまして、歳入に移ります。５ページをお開きください。款１診療収入は、３８４万８,０００円を増額し、補正後の予算額を１億７,９２３万６,０００円とするものであります。

項３その他診療収入、目１諸検査等収入、説明欄にまいりまして、各種予防接種診断料は、新型コロナワクチンの４回目接種などを見込み、増額するものであります。

款３国庫支出金は、２２６万９,０００円を増額し、補正後の予算額を８３３万９,０００円とするものであります。

項１国庫補助金、目２医療・感染拡大防止等支援事業補助金、説明欄にまいりまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、診療所におけるワクチン接種の実績に対し交付されるものでありまして、収入見込額の増額を見込んでおります。

款５繰入金は、３８１万６,０００円を減額し、補正後の予算額を１億４,５１１万４,０００円とするものであります。

項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれの額を調整しているものであります。

続きまして、６ページにまいります。款７諸収入は、１４万７,０００円を増額し、補正後の予算額を１０３万円とするものであります。

項１雑入、目１雑入、説明欄、各種診療業務収入は、中札内村診療所におけるコロナワクチン接種に医師を派遣し、協力することに対する補償料を増額するものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

７番、織田さん。

○７番織田議員 この補正の中でフルタイム会計年度職員費が出てきておりますけれども、一時は人を集めるのが大変だったという話は聞いておりますけれども、今現時点で必要人

数は集まっているのですか。集まっているという言い方ちょっとおかしいのですけれども、人数がそろって運営されているかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 看護補助員でございますが、定数は8名ということになっております。現在7名、5月まで7名でいまして、ただそのうちの1名が育児休業中ということで9月末まで休業しております。完全なといいますか、欠員としては1名ということだったのですけれども、6月1日から採用して、来ていただいているところでございます。繰り返しになりますけれども、現在育児休業を取得されている方が1名いらっしゃいますので、その方については9月末までお休みということでございますので、今実際に勤務できるのは定数8名のうち7名ということになっております。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 大変努力されて集められたと思うのですけれども、1名の欠員で9月までですか。運営上問題なくやっていけるのかどうかだけお伺いしておきたいです。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 定数8名のところ今現時点で勤務できるのは7名ということでございますので、定数全部満たした中での運営までということではございませんけれども、シフトや何かを調整しまして、なるべく最大限入院患者さんにはご不便生じないよう、また希望する方、負託といいますか、期待にはなるべく最大限応えていけるような調整を図りながら運営してまいりたいと思っています。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第45号

○議 長 日程第20、議案第45号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第45号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,774万6,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目2一般介護予防事業費は、財源振替であります。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費、こちらも財源振替となります。

目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等2万3,000円の減額、(2)、職員等人件費12万9,000円の減額は共済組合負担金の確定及び人事異動に伴うものであります。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は、財源振替であります。

続きまして、8ページをお開きください。目5生活支援体制整備事業費は、これも財源振替であります。

次に、歳入のほうにまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金(その他事業)は、5万8,000円の減額でありまして、職員人件費の減によるものであります。

目4保険者機能強化推進交付金は15万5,000円の追加、目5介護保険保険者努力支援交付金は23万9,000円の追加であります。それぞれ国からの内示額が示されたことによる追加であります。

款5道支出金、項2道補助金、目2地域支援事業交付金(その他事業)は3万円の減額、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金(その他事業)2万8,000円の減額は、それぞれ職員人件費の減額によるものであります。

続いて、6ページをお開きください。項2基金繰入金、目1基金繰入金は、43万円の減額であります。主に国庫補助金が追加されたことによるものであります。

9ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第46号

○議 長 日程第21、議案第46号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第46号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。人事異動に伴いまして、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費は、47万円を追加し、2,585万1,000円とするものであります。節、給料は3万6,000円の減、節、手当につきましては45万9,000円を追加、節、賞与引当金繰入額は4万1,000円を追加、節、法定福利費は6,000円を追加するものであります。

2ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月7日及び6月8日の2日間休会いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月7日及び6月8日の2日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時38分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 6月 6日

更別村議会議長

同 議員

同 議員